

三田市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時	令和5年7月21日（金曜日）午後2時00分 ～ 午後3時05分
開催場所	三田市役所南分館6階 601 会議室 A
委員	公益代表委員 宗前会長、大澤委員、平井委員、田村委員 被保険者代表委員 山本委員、山見委員、和泉委員、東田委員 保険医・薬剤師代表委員 木村委員(欠席)、前橋委員(欠席)、尾崎委員(欠席)、平野委員(欠席)
事務局	(共生社会部) 岸本部長 (国保医療課) 赤井課長、辻井係長、横山係長
傍聴人	なし

会議次第

事務局	岸本部長挨拶 赤井課長より 事務局職員の人事異動（座席配置表にて確認） 配布資料の確認 出席委員数の報告（8名出席、会議は成立） 議事録署名人の選任（大澤委員、田村委員を選任）
事務局	これより、議事進行を宗前会長にお願いいたします。
宗前会長	それでは次第に従いまして、会議を進めてまいります。 まず、「令和5年度 国民健康保険税について」事務局より説明をお願いします。
事務局	辻井係長より説明 「令和5年度 国民健康保険税について」（資料1）
宗前会長	ただいま、事務局より説明のあった内容について、各委員よりご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。 昨年度の答申どおりに実施されているということですね。特になければ次に移ります。
宗前会長	次に「令和4年度 国民健康保険事業特別会計決算状況について」事務局より説明をお願いします。
事務局	赤井課長より説明 「令和4年度 国民健康保険事業特別会計決算状況について」（資料2） 「三田市国保 令和4年度決算の概要」（当日配布資料） 「財政調整基金について」（当日配布資料）
宗前会長	ただいま、事務局より説明のあった内容について、各委員よりご意見ご質問が

	<p>ありましたら挙手をお願いします。</p>
宗前会長	<p>私のほうから質問なのですが、被保険者数は減少傾向ということでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>減少傾向が続いております。</p>
宗前会長	<p>将来的にはどこかで底をうって増加に転じる可能性はあるのでしょうか。高齢化に伴ってとか。</p>
事務局	<p>今後の推計になりますが、後期高齢に移行する75歳以上の方が国保から外れることとなります。それに加え、三田市の人口構成からしましても60歳代から70歳代前半の方が多し。また、定年延長により多くの方が65歳まで現役として働かれる。中にはそれ以降も現役として働かれ、そのような傾向となってきた。国保加入者が増えてくるのはどの時期になるのかというのは読みにくい現状にあります。</p>
宗前会長	<p>たとえ増えたとしても65歳以上の方が社保から国保に移ってきたケースということになるので、財政のベースとしては脆弱ということになりますよね。</p>
宗前会長	<p>それでは、「令和4年度 国民健康保険税収納状況及び徴収取組について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>辻井係長より説明 「令和4年度 国民健康保険税収納状況及び徴収取組」(資料3)</p>
宗前会長	<p>ただいま、事務局より説明のあった内容について、各委員よりご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。</p>
田村委員	<p>保険料を支払わない場合、保険証を通常のものではないものをいただける。滞納しているお金はずっと続く。どういう処置なのか。滞納しているが困窮してずっと払えない。でも医療にかからなければならない場合に、なにかシステムがあるように聞いているが。</p>
宗前会長	<p>資格者証等の証明の効力についてと、滞納処分の停止及び不能欠損について簡単にご説明ください。</p>
事務局	<p>直近の保険証の更新を今月7月に行ったが、更新にあたり、例えば前年度納税が全くなくかつ直近6カ月もない場合は、資格者証の発行となる。これは、国保資格があることを証するものであり、医療を受けるといったんは医療費全額を支払ってもらうこととなる。その後、収入状況の改善等により国保税を一部でも納税された場合で、かつ今後の納税計画等で支払いをお約束いただいた場合等には、短期証となる。短期証の有効期間は6カ月であるが、一般証と同じ3割負担となる。</p>
田村委員	<p>一部のみの支払いを繰り返し、本来払わなければならない分は溜まっていく。溜まったお金は最終的には徴収することになるのか。免除になってしまうのか。</p>
事務局	<p>基本は徴収していくことになるが、5年の時効というものもあり、債権が消滅することもある。市としては、債務者とお会いする機会をつくっていく。状況をしっかりと聞いたうえで、お支払いいただけない理由等をまず確認し、支払いで</p>

	<p>きる分はいただく。しかし、生活困窮等いろいろな事情により、お支払いいただけない場合がでてくるのは事実です。そこは丁寧な調査等し判断する中で、最終的に不納欠損を行うこととなる場合もある。その見極めをしっかりとやっていきたいと考えています。</p>
田村委員	<p>資料3にある表の数値はそれらを示していることになるのか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
宗前会長	<p>滞納している額をエンドレスに残しておくとも母が大きくなり収納率が小さくなってしまいます。ある一定の基準に則って不納欠損していく必要もあると思う。ただ逃げ得・ごね得にならないよう配慮いただきたいのと、現実的に取れないと判断した場合は欠損処理していくということですよ。</p>
事務局	<p>滞納者と相談した結果、分割での納付という場合も多々あるが、そこはある程度ゴールを見据えた分割というかたちになります。わずかな支払では到底追いつかない場合などは現実的なかたちではないので、それぞれ相談させていただきながら、また家庭の状況を踏まえ、そのあたりを判断してまいりたいと思います。</p>
宗前会長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
山見委員	<p>令和4年度は令和3年度と比べ金額的にも良くなっていると思うが、景気と関係するのか。</p>
事務局	<p>個々の滞納者とお会いする中で状況に応じて判断しているわけでありまして。たしかに執行停止の件数や金額が減っているのは事実ですが、この辺りは経済的な部分の要素としてもあるのかなと思うところもありますが、社会全体のというよりは個々のケースをあたっていくなかで、結果としてこのようなかたちが積みあがってきたと考えています。</p>
大澤委員	<p>資料3より非常にかんばって徴収を行っていただいていると思う。 受益者負担の観点から、きちんと払っている人と悪意があって払っていない人と公平性という問題が出てくる。不公平が生じないように今後もしっかりやっていただきたい。それから、コロナ禍で失業するなどいろいろな状況の中で、生活困窮が問題になっているが、これらの方に対し、生活保護制度以外で、市で対策・支援はされているのか。</p>
事務局	<p>コロナを要因とした対策としては、国保税の減免制度も設け一定対応してまいりましたし、また市全体で組織を横断して生活支援等に対応してきたところです。ただコロナも一定落ち着きつつあり、国のほうでも5類相当に移行してきた。国民健康保険は前年度の所得状況により税額を算定するので、令和4年度についてはその影響は少なくなってきたことと、コロナの影響を受けて水準が戻っていない方もおられるかと思うが、影響後の低い所得水準での判定となっているものと推察しています。</p>
宗前会長	<p>他にいかがでしょうか。ないようですのでこの件は以上とさせていただきます。 次に「令和5年度 国民健康保険事業特別会計予算について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>赤井課長より説明</p>

	「令和5年度 国民健康保険事業特別会計予算について」（資料4）
宗前会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>歳入歳出で令和4年度と比べ大きく変動している部分はありますか。繰越金はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>繰越金は、約5,600万円から約2,700万円に減っております。令和5年度は税率も据え置いており、また医療給付費も増えてくる見込みの中、今年度は基金の取り崩しも必要になってくるのではないかとということで、1,175万円を計上しています。このあたりは、今後の推移も慎重に見ながら、必要に応じ補正予算を組んで対応していきたい。</p>
宗前会長	<p>他になにかありますか。</p>
大澤委員	<p>財政調整基金の令和4年度末残高の6億4100万円であるが、厚労省の指導としては保険給付費の5パーセントの3億5千万円程度を保有しておればよく、残りの3億円を、資料にある活用の方法で使ったとしても、給付費分を十分確保できる。保険料統一の令和9年度まであと5年ある。5年度を入れると1年で6千万円活用してもまだ、3億5千万円残る。昨年度も確認したが、このような活用の考え方で変わりはないか。</p>
事務局	<p>基金はこれまでから不測の事態に備えて被保険者の保険料から積み立ててきたものですので、そこはきちんと統一化に向けできるだけ被保険者の過度な負担にならないよう運用していくことで考えております。</p> <p>給付費の5パーセントという基金保有額の基準が国より示されているところですが、市町によりばらつきがある。保険料が県下統一されていく中で、実際の財政主体が県に移ることも踏まえ、今後三田市として基金をどの程度積んでおく必要があるのか、県下の他市町の状況も踏まえ、しっかりと検討していきたいと考えている。ですので、これまで説明させていただいていた3億円程度というのもひとつ頭に置きながら、まずは基金を有効的に活用していく。被保険者の皆様に還元していくことが必要ではないかと考えています。</p>
宗前会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>基金についてですが、次年度の税率を決定するときに、基金を持ちすぎではないか、税率を軽減するために使ってはどうかという意見がこれまでもありました。今この場で決定する事項ではありませんが、年明けの税率を決定するときの一つの大きな材料としていただければと思います。</p>
宗前会長	<p>他にいかがでしょうか。ないようですので次に移らせていただきます。</p> <p>つづきまして、「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）、第4期特定健康診査等実施計画について」事務局よりご説明ください。</p>
事務局	<p>横山係長より説明</p> <p>「第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）、第4期特定健康診査等実施計画について」（資料5）</p>
宗前会長	<p>確認ですが、今年度が第2期の最終年度で、来年度から第3期なので、今年度中に第3期の計画を策定し、それを運営協議会で承認していく流れでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>

宗前会長	<p>タイムスケジュールはそのようですが、内容はまだ固まっていないということです。</p> <p>もし、ご質問があればよろしくお願いします。</p>
宗前会長	<p>それでは報告事項の最後になりますが、「令和5年度に予定されている国保関連事務」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>辻井係長より説明</p> <p>「令和5年度に予定されている国保関連事務」（当日配布資料 P6）</p>
宗前会長	<p>年度ではなく年で始まるということですよ。最後の3カ月がその対象になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>まだ、国より正式な通知はないが、施行日の令和6年1月1日より前に出産しても、施行日が産後の対象期間であれば、施行日以降の月数が減免対象になるよう調整していると聞いている。</p>
宗前会長	<p>対象者の保険料自体が不要というわけではなく、その分は一般会計の繰り出しで財政措置されるということでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
大澤委員	<p>今、出産育児一時金はいくらなのか</p>
事務局	<p>50万円です。</p>
大澤委員	<p>今後、全額保険対応になるとその金額は変わるのか。これまで自己負担相当額とのことだったが。</p>
事務局	<p>まだ国から詳細は示されていないが、変わってくると思われる。</p>
宗前会長	<p>この件についてご質問等ないでしょうか。</p> <p>ないようでしたら本日の報告事項はすべて終了ということになりますが、それ以外になにかございますでしょうか。</p>
宗前会長	<p>そうしましたらご協力いただきましてありがとうございます。本日の議事を終了します。ありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しします。</p>
事務局	<p>宗前会長、ありがとうございました。また、委員のみなさまも長時間にわたりご協議いただきましてありがとうございました。</p> <p>次回の予定でございますが、例年ですと次年度の税率のご検討いただくということで、例年12月下旬にさせていただいておりました。また会長含めまして日程調整させていただきたいと思いますが、12月下旬に第2回目を、年明けの1月に3回目をと考えておりますのでよろしくお願いします。またデータヘルス計画の素案もお示しさせていただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。これで令和5年度 第1回三田市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。本日は、ありがとうございました。</p>

令和5年 月 日

三田市国民健康保険運営協議会

会 長 _____

会議録署名委員

氏 名 _____

氏 名 _____